香川県大規模小売店舗立地法関係事務処理要領

大規模小売店舗立地法（平成10年６月３日法律第91号。以下「法」という。）の施行に伴う事務については、本要領により処理することとする。

１　事前協議に関する事務

 (1)事前協議

ア　法第５条第１項、法第６条第２項、又は法附則第５条第１項（附則第５条第３項において準用する場合を含む。以下同じ。）の届出予定者から、法第４条第１項の規定に基づき定められた「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の「駐車場の必要台数の確保」、「騒音の予測・評価」、「廃棄物の施設容量の確保」等に関し事前協議があったときは、大規模小売店舗の立地に関する庁内連絡会議(以下｢庁内連絡会議｣という。)の構成員たる関係各課と協議するよう求める。

イ　他法令等との調整状況等を確認した上で、届出予定者に対し、届出後の計画変更が行われることのないよう、他法令等との調整状況及び調整期間を十分に勘案して届出時期を決定するよう求める。

 (2)大規模小売店舗（変更）計画準備書

ア　届出予定者に対し、別紙「大規模小売店舗（変更）計画準備書」（以下「準備書」という。）の提出を求める。

イ　提出部数は、準備書１部とその写し５部とする。

ウ　準備書が提出されたときは、速やかに、庁内連絡会議の担当者と協議し、確認・指示事項及び留意事項を取りまとめの上、届出予定者に通知する。

 (3)計画概要書

ア　(2)の準備書を提出した届出予定者に対し、計画概要書として届出書案の提出を求める。

イ　提出部数は、計画概要書１部とその写し５部とする。

ウ　計画概要書が提出されたときは、速やかに、庁内連絡会議の担当者と協議し、確認・指示事項及び留意事項を取りまとめの上、届出予定者に通知する。

 (4)交通シミュレーション

店舗面積や交通事情等により、店舗面積が１万㎡を超える店舗の新設又は１万㎡を超える店舗面積の増加を伴う変更の場合で必要と認めるときは、届出予定者に対し、動的手法による交通シミュレーションによる交通予測を求める。

２　法第５条第１項の届出に関する事務

 (1)形式審査等

ア　大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「法施行規則」という。）第３条第３項に規定する新設に関する届出書が提出されたときは、必要な事項が記載されているか、必要書類が添付されているか及び届出が新設（予定）日の８月前までに提出されているかを確認し、これらの形式的要件が整っている場合には、届出日から７日以内に所定事項を整理台帳に記載する。

イ　上記の形式的要件の審査に併せて、他法令等との調整状況について確認する。

ウ　提出部数は、届出書１部とその写し10部とする。

 (2)公告及び通知等

ア　形式的要件の整った届出があったときは、速やかに様式第１により県ホームページにより公告する。県ホームページ中「公告」のページに当該届出にかかる縦覧期間が満了するまで掲載することとし、併せて「届出状況」のページに掲載する。

イ　法第５条第３項に規定する縦覧は、商工労働部経営支援課で行うとともに、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町（以下｢関係市町｣という。）の協力を得て、関係市町庁舎で行う。縦覧時間は、商工労働部経営支援課においては、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第１号）第１条に規定する県の休日を除く日の執務時間とし、関係市町においては、法を所管する部署の執務時間とする。

ウ　速やかに、関係市町に対し、届出書の写し２部を添えて、様式第２により通知並びに縦覧手続き及び意見書提出の依頼を行うとともに、地元商工会議所又は商工会（以下「商工団体」という。）に対しては様式第３により、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第４により、それぞれ届出書の写し１部を添えて通知する。

３　法第６条第１項の届出に関する事務

 (1)形式審査等

ア　法第５条第１項第１号又は第２号に掲げる事項に変更があったときは、変更後２週間以内に、法施行規則第６条に規定する変更届出書により届出を行うよう指導する。

イ　２(1)に準じて、形式的要件の審査等を行う。

ウ　提出部数は、届出書１部とその写し10部とする。

 (2)公告及び通知

ア　２(2)アに準じて、様式第５による公告等を行う。

イ　法第６条第３項に規定する縦覧（第５条第３項の準用）は、２(2)イに準じて行う。

ウ　速やかに、関係市町に対し、届出書の写し２部を添えて、様式第２により通知並びに縦覧手続き及び意見書提出の依頼を行うとともに、商工団体に対しては様式第３により、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第６により、それぞれ届出書の写し１部を添えて通知する。

エ　この届出については、法第８条第４項以降の手続きは行われないので留意すること。

４　法第６条第２項の届出に関する事務

 (1)形式審査等

ア　２(1)に準じて、形式的要件の審査等を行う。

イ　提出部数は、届出書１部とその写し10部とする。

 (2)公告及び通知等

ア　２(2)アに準じて、様式第７による公告等を行う。

イ　法第６条第３項に規定する縦覧（第５条第３項の準用）は、２(2)イに準じて行う。

ウ　２(2)ウに準じて、関係市町等に対し通知する。

５　法第６条第５項の届出に関する事務

 (1)形式審査等

ア　当該店舗面積が1,000㎡以下となっていることを届出者に確認するとともに、届出日から７日以内に形式的要件の審査を行った上で所定事項を整理台帳に記載する。

イ　提出部数は、届出書１部とその写し８部とする。

 (2)公告及び通知等

ア　２(2)アに準じて、様式第８による公告等を行う。

イ　速やかに、関係市町に対しては様式第９により、商工団体、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第６により、それぞれ届出書の写し１部を添えて通知する。

６　法附則第５条第１項の届出に関する事務

 (1)形式審査等

ア　２(1)に準じて、形式的要件の審査等を行う。

イ　提出部数は、届出書１部とその写し10部とする。

 (2)公告及び通知等

ア　２(2)アに準じて、様式第10による公告等を行う。

イ　法第６条第３項に規定する縦覧（第５条第３項の準用）は、２(2)イに準じて行う。

ウ　２(2)ウに準じて、関係市町等に対し通知する。

７　法第６条第４項ただし書に関する事務

 (1)ただし書適用の申出等

ア　４又は６の届出者は、法第６条第４項ただし書の適用を希望するときは、届出書に様式第

11による申出書を添付するものとする。

イ　提出部数は、届出書１部とその写し８部とする。

 (2)申出の通知等

申出書が提出されたときは、関係市町、商工団体に対しては、その写し１部を４(2)ウ又は６(2)ウの通知に添付するとともに、様式第12により、庁内連絡会議の構成員に対し、意見照会を行う。

 (3)審査

庁内連絡会議は、届出日から１月以内に法施行規則第８条に規定する生活環境に与える影響について審査する。

 (4)審査結果の通知

審査後直ちに、届出者に対し、審査結果を様式第13により通知するとともに、その写し１部を添えて、様式第14により関係市町、商工団体、庁内連絡会議の構成員に対し、それぞれ通知する。

８　法第７条に関する事務

 (1)説明会の開催回数

法第７条第１項の規定に基づく説明会の開催回数については、原則１回とするが、周辺の住宅の密集状況や交通の状態から判断して多数の人が参加する必要があると考えられる場合には、店舗設置による影響の大きさを考慮し、関係市町と協議の上、３回を上限に開催回数を決定する。

 (2)説明会の対象者、日時及び場所

説明会開催者から説明会の対象者、日時及び場所について意見を求められた場合は、関係市町と協議の上、適切に説明会が実施されるよう指導する。

 (3)説明会開催の公告

法施行規則第12条第１項第１号に基づく県の公報又は広報誌への登載については、迅速で柔軟な対応が困難であることから、これを行わず、同項第２号に規定する日刊新聞紙への掲載又は第３号に基づく折り込みチラシの配布等により行うこととする。周知する範囲は、主として当該大規模小売店舗が立地する市町であるが、生活環境上の影響が近隣の市町にも著しい影響を与えることが想定されるような場合には、周知する範囲に当該近隣市町も含むよう求めるものとする。

 (4)説明会を開催する場合の手続き

ア　説明会開催者は、説明会を計画したときは、説明会開催の公告の２日前までに、予定する説明会の内容を様式第15により県に報告するものとする。

イ　説明会開催者は、説明会を開催した日から14日以内に、その実施状況を様式第16により県に報告するものとする。

ウ　提出部数は、アについては報告書１部、イについては報告書１部とその写し５部とする。

 (5)説明会を掲示に代えることができる場合の手続き

ア　説明会開催者は、法施行規則第11条第２項の適用を希望するときは、届出書に様式第17による申出書を添付するものとする。

イ　様式第17による申出書が提出されたときは、７(2)に準じて関係市町等への通知に添付するとともに、様式第18により、庁内連絡会議の構成員に対し、意見照会を行う。

ウ　庁内連絡会議は、届出日から１月以内に法施行規則第11条第２項に規定する生活環境に与える影響について審査する。

エ　審査後直ちに、説明会開催者に対し、審査結果を様式第19により通知するとともに、その写し１部を添えて、様式第20により関係市町、商工団体、庁内連絡会議の構成員に対し、それぞれ通知する。

オ　説明会開催者は、説明会に代わる掲示を計画したときは、掲示内容等を様式第21により報告するものとする。

カ　説明会開催者は、掲示に関する公告をしたときは、公告の日から７日以内に、様式第22により県に報告するものとする。

キ　提出部数は、アについては申出書１部とその写し８部、オについては報告書１部、カについては報告書１部とその写し５部とする。

(6)説明会を開催することができない場合の手続き

ア　説明会開催者は、法施行規則第13条第１項各号に掲げる事由により説明会を開催することができない場合には、様式第23による申出書を県に提出するものとする。

イ　様式第23による申出書が提出されたときは、７(2)に準じて関係市町等へ送付するとともに、様式第12により、庁内連絡会議の構成員に対し、意見照会を行う。

ウ　庁内連絡会議は、届出日から１月以内に説明会開催の可否について審査する。

エ　審査後直ちに、説明会開催者に対し、審査結果を様式第24により通知するとともに、その写し１部を添えて、様式第25により関係市町、商工団体、庁内連絡会議の構成員に対し、それぞれ通知する。

オ　説明会開催者は、県が説明会を開催することができないと認めたとき、法施行規則第13条第２項第１号若しくは第２号に掲げる方法又はこれら以外の方法で説明会開催者が県と協議して承認を得たもののうちいずれかにより行うものとする。なお、周知する範囲は、主として当該大規模小売店舗が立地する市町であるが、生活環境上の影響が近隣の市町にも著しい影響を与えることが想定されるような場合には、周知する範囲に当該近隣市町も含むよう求めるものとする。

カ　説明会開催者は、周知を終了した日から７日以内に、その実施状況を様式第26により県に報告するものとする。

キ　提出部数は、アについては申出書１部とその写し８部、カについては報告書１部とその写し５部とする。

９　法第８条第３項に関する事務

ア　法第８条第１項及び第２項の規定に基づく意見書の提出があったときは、意見の申出が期限内になされていることを確認の上、当該意見の概要について２(2)アに準じて、様式第27による公告等を行う。

イ　法第８条第３項に規定する縦覧は、２(2)イに準じて行う。

ウ　縦覧期間が満了した後、速やかに、関係市町に対し、意見書の写し２部を添えて、意見が出された場合にあっては様式第28により通知及び縦覧手続きの依頼を行い、意見が出されなかった場合にあっては様式第29により通知を行うとともに、届出者に対しては様式第30により、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第31により、それぞれ意見書の写し１部を添えて通知する。

エ　法第８条第１項の規定に基づく市町の意見については、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から作成するよう指導する。

10　法第８条第４項及び第６項に関する事務

 (1)庁内連絡会議の開催

法第５条第１項、第６条第２項又は附則第５条第１項の届出に係る審査及び検討を行うため、必要に応じて庁内連絡会議を開催する。

 (2)香川県大規模小売店舗立地審査会の開催等

ア　香川県大規模小売店舗立地審査会（以下「審査会」という。）に助言を求めようとするときは、庁内連絡会議における検討の後、遅滞なく県審査会長の了解を得て、審査会長名をもって審査会を招集する。

イ　審査会は、必要に応じて、１案件につき複数回開催することを妨げない。

ウ　審査会の審査において、届出者が配慮すべき事項を示されたときは、届出者に対し、様式第32により対応方針を求め、必要に応じて当該対応方針について審査会で審査する。

 (3)県の意見

法第８条第４項の規定による県の意見を述べようとするときは、審査会の意見を十分尊重して行うこととし、様式第33により意見を述べ、又は様式34により意見を有しない旨通知する。

(4)公告及び通知等

ア　県の意見を述べたときは、２(2)アに準じて、様式第35による公告等を行う。

イ　法第８条第６項に規定する縦覧は、２(2)イに準じて行う。

ウ　速やかに、関係市町に対しては､様式第33又は様式第34の写し２部を添えて様式第36により、商工団体、庁内連絡会議の構成員に対しては、様式第33又は様式第34の写し１部を添えて様式第37により通知する。なお、県の意見を述べたときは、市町に対してイの縦覧手続きの依頼を併せて行う。

11　法第８条第７項及び第８項に関する事務

 (1)法第８条第７項の届出又は通知

ア　届出者は、10(3)の県の意見を踏まえ、当該届出事項を変更するときは法施行規則第16条に規定する届出事項変更届出書（以下「変更届」という。）を、添付書類のみを変更しようとするときは法第８条第７項の規定による届出事項を変更しない旨の通知として様式第38による通知書を、当該届出事項又は添付書類を変更しない場合は、様式第39による通知書を県に提出するものとする。

イ　２(1)に準じて形式的要件の審査等を行う。

ウ　提出部数は、変更届又は通知書１部とその写し10部とする。

 (2)公告及び通知等

ア　形式的要件の整った変更届があったときは、２(2)アに準じて、様式第40による公告等を行う。

イ　変更届の提出があった場合の法第８条第８項の規定に基づく縦覧（第５条第３項の準用）は、２(2)イに準じて行う。

ウ　変更届が提出されたときは、関係市町に対し、変更届の写し２部を添えて、様式第41により通知及び縦覧手続きの依頼を行うとともに、商工団体に対しては様式第６により、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第４により、それぞれ変更届の写し１部を添えて通知する。

エ　様式第38による通知書が提出されたときは、関係市町に対し、通知書の写し２部を添えて様式第42による通知及び縦覧手続きの依頼を行うとともに、商工団体に対しては様式第６により、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第４により、それぞれ通知書の写し１部を添えて通知する。

オ　様式第39による通知書が提出されたときは、関係市町に対し、通知書の写し２部を添えて、様式第43により通知並びに縦覧手続き及び法第９条第１項に基づく意見書提出の依頼を行うとともに、商工団体に対しては様式第６により、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第４により、それぞれ通知書の写し１部を添えて通知する。

12　法第９条第１項及び第３項に関する事務

 (1)庁内連絡会議の開催

法第８条第７項の届出又は通知があった場合は、速やかに庁内連絡会議を開催する。

 (2)審査会の開催

10(2)ア及びイに準じて審査会を開催する。

 (3)県の勧告等

ア　法第９条第１項の規定による届出者に対する勧告は、審査会の答申を十分尊重し、様式第

44による答申後直ちに様式第45により行うこととし、勧告書には、届出者がとるべき必要な具体的措置を選択肢として提示する。

イ　勧告をしないときは、届出者に対し様式第46により通知する。

 (4)公告及び通知等

ア　勧告したときは、２(2)アに準じて、様式第47による公告等を行う。

イ　速やかに、関係市町に対しては様式第48により、商工団体、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第49により、それぞれ様式第45又は様式第46による通知の写し１部を添えて通知する。

13　法第９条第４項及び第５項に関する事務

 (1)法第９条第４項の届出

ア　２(1)に準じて形式的要件の審査等を行う。

イ　提出部数は、届出書１部とその写し10部とする。

(2)公告及び通知等

ア　適正な届出があったたきは、２(2)アに準じて、様式第50による公告等を行う。

イ　関係市町に対し、届出書の写し２部を添えて様式第51により通知及び縦覧手続きの依頼を行うとともに、商工団体に対しては様式第６により、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第４により、それぞれ届出書の写し１部を添えて通知する。

ウ　法第９条第５項に規定する縦覧（法第５条第３項の準用）は、２(2)イに準じて行う。

14　法第９条第７項に関する事務

(1)庁内連絡会議の開催

県の勧告に従わない旨の届出があったとき又は法第９条第４項の規定に基づく届出がなされないときは、速やかに庁内連絡会議を開催する。

(2)審査会の開催

法第９条第７項の規定による公表をしようとするときは、10(2)ア及びイに準じて、審査会を開催する。

(3)意見陳述の機会の付与

法第９条第７項の規定に基づく公表をしようとするときは、届出者に対し、原則として書面により、意見を述べる機会を与える。

 (4)勧告に従わない旨の公表

ア　法第９条第７項の規定による公表は、審査会の意見を十分尊重して行う。

イ　様式第52による県ホームページへの公表、県広報誌への掲載手続き、報道機関への資料提供を行う。

(5)関係市町等への通知

速やかに、関係市町に対しては様式第53により、庁内連絡会議の構成員に対しては様式第54により、それぞれ通知する。なお、公表した場合にあっては、それぞれの通知に様式第52の写し１部を添付する。

15　法第11条第３項の届出に関する事務

 (1)形式審査等

ア　２(1)に準じて形式的要件の審査等を行う。

イ　法施行規則第19条に規定する承継届出書に添付する書類は次のとおりとする。

①大規模小売店舗の譲渡の場合

譲渡の事実を証する書類

②自然人における相続の場合

戸籍謄本又は相続の事実を証する書類

③法人における合併（新設合併及び吸収合併）及び分割の場合

登記簿謄本又は合併若しくは分割の事実を証する書類

ウ　提出部数は、届出書１部とその写し６部とする。

(2)関係市町等への通知

適正な届出があったたきは、５(2)イに準じて、関係市町等に対し通知する。

16　法第14条第１項及び第２項に関する事務

 (1)法第14条第１項の規定により報告を求められた大規模小売店舗の設置者及び同条第２項の規定により報告を求められた小売業者は、様式第55により報告するものとする。

(2)提出部数は１部とする。

17　その他

この要領は、平成12年６月１日から施行する。

この要領は、平成15年４月１日から施行する。

この要領は、平成20年１月１日から施行する。